



## 2022年度協約改訂を全組合員で闘おうシリーズ⑦

# 3月の勤務発表は2月23日までに！ 規程の訂正は訓練か超勤で行え！ 2022年度労働協約改訂第4回団交

本部は本日、2022年度労働協約改訂及び労働条件改善の第4回団体交渉を開催しました。今団交では、主に労働条件について議論しました。

「省令に基づく」とされている技能や知識の確認について、本部は「毎月の訓練で十分確認できている。プレッシャーになり安全を阻害する」と主張しましたが、会社は「社内規定の定め」を盾に聞き耳を持たず対立しました。日勤教育についても同様で、本部は「事故隠蔽の温床になっている。直ちにやめろ」と主張しましたが、会社は「必要な教育はやる」の一点張りでした。

前月10日までの休日予定を全職場で公表することについては、休日指定が予定と実績がかけ離れており精度が低いので乗務員職場を除き、発表はしないとの一点張りでした。また、3月の勤務発表は2月23日までにするという要求に対し、会社は「毎月の勤務作成の作業量は同じであり、3月分の勤務を早く発表することは難しい」と言い張り、全く譲りませんでした。本部は「必要な要員がないから10日に休日予定が発表できない。2月は28日で終わるので、25日発表では3月分の勤務予定が4日前でないといけないのは問題だ」と主張し、対立しました。

就寝前の乗務報告書（含、スマホアプリ）の作成について、会社は「業務上必要があって報告を求めている」と、乗務員の健康より報告優先の姿勢を見せました。本部は「緊急を要する場合以外なら必要ない。何のためにドラレコがあるのか。就寝前のスマホ操作は睡眠の質を悪くすることは会社が指導している」と主張し、対立しました。

規程の訂正時間は訓練で行うことという要求で、会社は「余り時間がある」の一点張りで、本部は「余り時間がないから要求した」と反論しましたが、実態を把握する気など全くありませんでした。

次回の第5回団体交渉は、8月31日に開催します。

※団体交渉の詳細は『業務速報』No.1312を参照して下さい。